

浜松市地域総合整備資金貸付制度運用指針

(趣旨)

第1条 この指針は、貸付制度の適正かつ円滑な運営を図るために、地域総合整備資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うに当たり、地域総合整備資金貸付要綱(以下「要綱」という。)第24条に基づき、必要な事項を定める。

(予算措置)

第2条 地域総合整備資金貸付事業債の予算措置に当たっては、貸付事業の地域経済への波及効果と事業の公益性等を判断し、かつ、この後年度負担が財政運営全般に及ぼす影響等を総合的に勘案して予算措置するものとする。

2 予算措置は、原則として財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)の総合的な調査及び検討の結果を待って行うものとする。

3 予算計上科目は、貸付対象事業の種類に応じて検討するものとする。

(事前相談)

第3条 要綱第14条の規定に基づき、資金の借入申請の前に、市長と民間事業者等は、制度、事業内容等について相談を行うものとする。

2 前項の事前相談は、要綱第15条に規定する書類を準用して行うものとする。

(県知事との事前協議等)

第4条 市長は、前条第1項の規定により相談を受けた場合は、県知事と取扱主体の振り分け等について協議するものとする。県知事が取り扱うこととなったときは、その旨を遅滞なく民間事業者等に通知するものとする。

2 市長は、市長が取り扱うこととなった案件について、資金の貸付対象事業とすべきかどうかの調査及び検討を行うものとする。

(審査会)

第5条 前条第2項の調査及び検討を得た市案件について資金の貸付対象事業とすべきかどうかを別に定める審査会で審査するものとする。

2 前項の審査の結果、当該市案件を資金の貸付対象事業として決定しなかった場合、市長は直ちにその旨を民間事業者等に通知するものとする。

(財団への調査及び検討の依頼等)

第6条 前条第1項の審査の結果、資金の貸付対象事業としたものについてのみ財団に対して総合的な調査及び検討を依頼し、その結果に基づいて貸付けについての決定を行うものとする。

(貸付決定の通知等の時期)

第7条 要綱第17条に規定する資金の貸付決定の通知等は、資金の貸付けを行うことを決定したときは予算措置後に行い、貸付けを行わないことを決定したときは、直ちにその旨を通知するものとする。

(貸付対象事業)

第8条 要綱第2条に定める貸付対象事業は、市の総合計画その他の構想及び計画に位置づけられ、市が重点的に推進する施策と密接な関連を有する事業に限定するものとする。

- 2 資金の貸付対象事業が市の会計年度を越えて実施される場合、各年度に区分して対象とするかどうか、又は、単一年度に一括して対象とするかどうかについては、当該事業の申請時期、事業計画、資金計画及び財団の調査委員会の開催状況等を総合的に勘案して決定するものとする。
- 3 用地取得費は、購入価格及び用地取得に係る手数料、税等の諸経費からなるものとする。

(借入辞退)

第9条 要綱第17条の規定により資金の貸付決定通知を受けた者が、貸付実行前に借入を辞退する場合は、地域総合整備資金借入辞退届を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による借入の辞退があったときは、市長は、当該申請に係る貸付けの決定を取り消すものとする。

(事業計画等の変更)

第10条 貸付決定を受けた者は、貸付実行前に提出済みの事業計画及び資金計画等について変更を生じたときは、市長に事業計画等変更承認申請書を提出しなければならない。

- 2 資金の貸付けを受けた者(以下「借入人」という。)は、提出済みの事業計画等について変更を生じたときは、要綱第15条に規定する書類を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により、市長が貸付金の額等に変更を要すると認めるときは、財団と協議して変更を行うことができるものとする。

(金融機関等)

第11条 要綱第10条に規定する「金融機関等」とは、長期信用銀行、信託銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行(旧相互銀行)、全国信用金庫連合会、信用金庫、農林中央金庫、生命保険会社、損害保険会社及び東京証券取引所一部上場企業とする。

- 2 前項に規定する金融機関等以外のものについては、市が財団と協議して検討するものとする。

(状況報告書)

第12条 貸付対象事業が年度を越えて実施されるときは、当該事業が完了するまでの間、実施年度ごとにその翌年度4月10日までに、借入人から事業進捗状況報告書を提出させるものとする。

(完了届)

第13条 借入人が、当該貸付対象事業に係る工事等を完了し、かつ、それに必要な費用の全額を支出したときは、速やかに事業完了届を提出させるものとする。

(執行体制及び執行手順)

第14条 地域総合整備資金貸付事務(以下「貸付事務」という。)に係る市の執行体制は、別表によるものとする。

2 貸付事務に係る執行手順は、別図によるものとする。

附 則

この方針は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第14条関係) 浜松市地域総合整備資金貸付事務に係る執行体制

事務局(県、財団及び市内関係課との調整)	企画課
予算関係等(予算の措置、資金調達支出及び徴収事務)	財政課、所管課
借入希望事業に係る調査	所管課
企業との調整、契約等	所管課
借入申請に係る調整	所管課
企業誘致及び進出企業との調整	所管課